

堰堤工事取締規則

内務省令と
逓信省令

内務省では電力会社の発電所建設又は農村振興土木事業として電力供給、用水灌漑用の大貯水池築造に伴ふ堰堤建設工事に就き徹底的取締を期すべく河川課澤事務官第二技術課萩原技師の兩氏が取締規則の原案作成に當り土木會議の承認と大臣の決裁を経て6月15日より之を實施した。

尙之と期を同じして逓信省でも發電用高堰堤取締規則を制定し、發電水力利用の高堰堤の施設並に保守に對する監督權を擴充強化する事となつた。規則は次の通りである。

河川堰堤規則(抜萃)

内務省令第三十六號

第一條 本令ニ於テ堰堤ト稱スルハ貯水又ハ取水ノ爲河川法ヲ施行又ハ準用スル河川水流又ハ水面ニ設クル堰堤ニシテ基礎地盤ヨリ堤頂迄ノ高土堰堤ニアリテハ十米以上其他ノ堰堤ニ在リテハ十五米以上ノモノヲ謂フ

第二條 本令ニ於テ許可ヲ受ケタル者ト稱スルハ堰堤ノ新築、改築又ハ除却ニ付河川法第十七條又ハ第十八條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者又ハ其ノ承繼人ヲ謂フ

第三條 堰堤ノ新築又ハ改築ノ許可申請書ニハ左ノ書類及圖面ヲ添附スベシ

- 一 計畫説明書 第一様式(省略)
- 二 工事費概算書
- 三 計算書(堰堤ノ安定及貯水池ノ容積ニ關スル計算其ノ他必要ナル水理計算)
- 四 降水量表(時量、四時間連續量、日量、月量及年量)
- 五 圖面(申請者名、題目、圖面番號(何枚)ノ内第何號)及作成年月日ヲ記入シ圖面目錄ヲ添附スベシ
- イ 一般平面圖(陸地測量部刊行五萬分ノ一圖ニ左ノ事項ヲ明示スベシ、1 堰堤位置、2 集

水區域、3 集水路、4 堰堤ニ因リ影響ヲ受ケベキ道路、橋梁、用悪水路其他既設工作物ノ位置並ニ流筏木及舟航ノ區域

- ロ 貯水池豫測圖(1. 平面圖、縮尺ハ五千分ノ一以上トシ左ノ事項ヲ明示スベシ但シ航空寫眞ヲ用フルモ妨ナシ、汎水區域、測點、其他參考トナルベキ事項。2. 縱斷面圖、縮尺ハ縱二百分ノ一、横五千分ノ一以上シ左ノ事項ヲ明示スベシ、最低河底、堰堤位置堰堤築造後ノ各水位(水面勾配ヲ記入スルコト)測點ノ番號及標高、測點間ノ距離及遮加距離、其ノ他參考トナルベキ事項。3. 横斷面圖、縮尺ハ二百分ノ一以上トシ左ノ事項ヲ明示スベシ、地盤線、測點ノ番號及標高、堰堤築造前後ノ各水位

ハ 堰堤及主ナル附屬設備ノ設計圖

ニ 水位流量曲線圖

ホ 流況曲線圖

ヘ 流量累加曲線圖

ト 堰堤築造豫定箇所ヲ其ノ上流及下流ヨリ撮影シタル寫眞ニ堰堤外型ノ輪廓ヲ明示シタルモノ。

第七條 本令又ハ本令ニ基キテ爲ス處分ニヨリ提出スベキ書類又ハ圖面中技術ニ關スルモノハ其ノ調査又ハ設計ヲ擔當シタル技術者之ニ署名捺印スベシ

第八條 許可ヲ受ケタル者ハ工事ノ施行又ハ監督ノ爲擔任技術者ヲ置クベシ

許可ヲ受ケタル者ハ工事着手前前項ノ技術者ノ經歷書ヲ添附シ地方長官ニ届出ツベシ之ヲ變更シタルトキ亦同シ

地方長官ハ擔任技術者工事ノ施行又ハ監督ニ付適當ナラズト認ムルトキハ其解任ヲ命スルコトヲ得

附 則

第二十三條 本令ハ昭和十年六月十五日ヨリ之ヲ施行ス

(昭和十年五月二十七日官報)

發電用高堰堤規則

昭和十年六月十五日

逓信省令第十八號

第一條 本令ハ發電用堰堤ニシテ基礎地盤ヨリ堤頂迄ノ高サ十五米以上ノモノニ關シ之ヲ適用ス

第二條 堰堤工事ヲ施行スル場合ニ於テ基礎地盤ヲ露出シタルトキハ堤體壘築前其ノ旨ヲ逓信大臣ニ届出テ検査ヲ受クベシ

第三條 堤體壘築中ニ於テハ堤體各部ニ使用スル材料ニ付試験ヲ行ヒ其ノ結果ヲ毎月逓信大臣ニ報告スベシ

第四條 堰堤工事施行中ニ於テハ翌月ノ工事豫定表ヲ添ヘ工事進捗狀況ヲ毎月逓信大臣ニ報告スベシ

第五條 洪水ヲ開始セントスルトキハ其ノ旨ヲ逓信大臣ニ届出テ堰堤ノ検査ヲ受クベシ

第六條 逓信大臣必要アリト認メタルトキハ堰堤ニ關スル模型試験ヲ行ハシメ又ハ堤體内部ノ溫度、堰堤ノ變形其ノ他ニ關シ調査ヲ爲サシメ其ノ結果ノ報告ヲ爲サシムルコトアルベシ

第七條 逓信大臣ノ検査吏員ヲ派遣シ堰堤若ハ其ノ工事ノ検査ヲ爲サシメ又ハ堰堤ノ工事若ハ保守ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ

第八條 堰堤ニハ堰堤主任者ヲ置キ堰堤ノ工事、操作及保守ニ關スル事項ヲ擔任セシムベシ
堰堤設置者堰堤主任者ヲ選任セントスルトキハ豫メ其ノ者ニ就キ逓信大臣ノ技能認定ヲ受クルコトヲ要ス之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
前項ノ技能認定ニ關スル事項ハ別ニ之ヲ告示ス

第九條 堰堤主任者ヲ選任シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ逓信大臣ニ届出ヅベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第十條 堰堤設置者ハ逓信大臣ノ認可ヲ受ケ堰堤主任者ヲシテ他ノ堰堤ノ堰堤主任者ヲ兼ねシムルコトヲ得

第十一條 逓信大臣ハ堰堤主任者が其ノ職務ヲ怠リ又ハ其ノ職務ヲ行フニ當リ不當ナル行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ解任ヲ命ズルコトアルベシ

第十二條 堰堤主任者ハ常ニ堰堤ヲ監視シ異狀ヲ認メタルトキハ直ニ適當ナル措置ヲ爲スベシ
前項ノ場合ニ於テ異狀著シキモノニ付テハ堰堤設置者ニ於テ電信、電話其ノ他ノ方法ニ依リ其ノ狀況ヲ速ニ逓信大臣ニ届出ヅベシ

第十三條 堰堤主任者ハ検査吏員ノ検査ニ立會ヒ其ノ指揮ニ從フベシ

第十四條 堰堤設置者ハ堤體若ハ之ト基礎地盤トノ接觸面又ハ附近ノ土地ヨリ滲出スル水ノ量及溫度ヲ貯水池水位ト共ニ毎日調査ジ一月分ヲ取纏メ逓信大臣ニ報告スベシ但シ逓信大臣ニ於テ其ノ必要

ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 逓信大臣必要アリト認メタルトキハ洪水區域内ノ土砂堆積狀況ニ關シ調査及報告ヲ爲サシムルコトアルベシ

第十六條 逓信大臣必要アリト認メタルトキハ堰堤設置者ニ對シ量水所ノ設置ヲ命ズルコトアルベシ

第十七條 堰堤設置者ハ堰堤ノ操作ニ關スル規程ヲ定メ逓信大臣ニ届出ヅベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第十八條 本令ノ規定ニ依リ逓信大臣ニ提出スル届書又ハ報告書ハ堰堤主任者ニ署名捺印スベシ但シ第九條ノ規定ニ依ル届書ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 第二條又ハ第五條ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ料料ニ處ス
一 第七條又ハ第十五條ノ規定ニ依ル處分ニ違反シタル者
二 正當ノ事由ナクシテ本令ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

第二十一條 本令ノ規定ニ依ル届出又ハ報告ヲ怠リタル者ハ料料ニ處ス

第二十二條 堰堤設置者ハ其ノ代理人、戸主、家族雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ業務ニ關シ前三條ニ該當スル行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮 出テザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
本令ニ依リ堰堤設置者ニ適用スベキ罰則ハ堰堤設置者法人ナルトキハ取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ未成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

第二十三條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二十四條 本令施行ノ際現ニ存スル堰堤ニ付テハ本令施行ノ日ヨリ六月内ニ堰堤主任者ヲ選任スベシ
本令施行ノ際工事中ニ係ル堰堤ニ付現ニ堰堤主任者ノ職務ニ従事スル者ハ之ヲ本令ニ依ル堰堤主任者ト看做ス
前項ノ堰堤主任者ニ付テハ本令施行後三月内ニ其ノ者ノ履歷書ヲ逓信大臣ニ提出スベシ

堰堤主任者技能認定ニ關スル件

昭和十年六月十五日

逓信省告示第千六百二十一號

發電用高堰堤規則第八條ノ規定ニ依リ堰堤主任者技能認定ニ關スル件左ノ通定メ本日ヨリ之ヲ施行ス
第一條 堰堤ノ工事、操作及保守ニ關スル事項ヲ擔任スル堰堤主任者ノ技能認定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ之ヲ行

一 専門學校令ニ依ル實業専門學校若ハ之ト同等

以上ノ學校ニ於テ土木工學ヲ專修シ之ヲ修得シタル者ニシテ高サ十五米以上ノ堰堤工事ニ關スル實務經驗ヲ有スル者

二 第二條ニ該當スル者ニシテ三回以上高サ十五米以上ノ堰堤工事ノ實務ニ從事シタル者

第二條 専ラ堰堤ノ操作及保守ニ關スル事項ヲ擔任スル堰堤主任者ノ技能認定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ就キ之ヲ行フ

一 實業學校令ニ依ル實業學校若ハ之ト同等以上ノ學校ニ於テ土木工學ヲ專修シ其ノ學校ヲ卒業シタル者ニシテ堰堤工事ニ關スル實務經驗ヲ有スル者

二 土木技術ニ關シ相當ノ學識經驗ヲ有スル者

第三條 發電用高堰堤規則第八條ノ規定ニ依ル技能認定ヲ受ケントストキハ履歷書(第二號様式)、修得シタル學科ニ關スル證明書(必要アルトキハ説明書ヲモ添附スベシ)堰堤工事ノ實務ニ從事シタルコトヲ證スルニ足ル書面及戶籍ノ抄本ヲ添へ申請書(第一號様式)ヲ逓信大臣ニ提出スベシ

丸之内通信

鐵道省の在外研究員決定

鐵道省に於ける本年度の在外研究員及其研究題目が決定した。技術關係を擧げれば次の通りである。(括弧内は研究事項)

○官房研究所技師稻葉權兵衛氏(鐵道橋の設計と電弧銲接構造の應用に就て)

○盛岡建設技師吉原正明氏(鐵道線路に對する鐵筋コンクリート構造物の利用並に其設計)

○大阪鐵道局技師兒島重次郎氏(保線従事員の配置狀態と其教育方法及保線作業の計畫と其實施事項)

○大阪鐵道局技師石田二郎氏(大停車場に於ける構

内排水設備に關する件及航究港の設備と道鐵連絡に關する件)

○大阪鐵道局技師長瀬元治郎氏(高速度電氣鐵道特に其電車線構造及維持及航空用電氣設備)

○門司鐵道局技師河崎篤三郎氏(列車運轉に關する經濟的施設及列車運轉に關する經費の調査)下略。

關門隧道技術委員會設置

鐵道省では關門隧道計畫に關し隧道工事方法等技術上の調査研究を行ふため六月十八日省内に關門隧道技術委員會を設置した。委員は次の通り。

【委員長】 鐵道次官喜安健次郎

【委員】 元鐵道次官岡野昇、前同久保田敬一、元工務局長後藤佐彦、同加賀山學、同黒河内四郎、元下關改良所長大井上前雄、東大工學部教授大河戸宗治、京大工學部教授瀧山與、東大理學部教授坪井誠太郎、東大教授地震研究所長石本巳四雄、建設局長河原直文、工務局長平井喜久松、工作局長朝倉希一、電氣局長古川光造、鐵道監察官阿曾沼均、研究所長山田隆二、運轉課長(運)高原匠、工事課長(建)平山復二郎、計畫課長(工)古川淳三

【幹事】 鐵道技師(工)立花次郎

異動

鐵道省に下の異動があつた。

○永田民也氏 監督局技術課長たりし氏は今回依願免本官となる。

○橋口行彦氏 監督局技術課技師たりし氏は今回永田氏の後を襲ひ技術課長となる。

○丹羽鐵之輔氏工務局技師の氏は官房研究所第五科長兼工務局保線課電氣局通信課勤務となる。

○山田隆二氏 官房研究所長兼第五科長の氏は兼務を解かる。

○橋本敬之氏 大阪市電氣局高速鐵道部次長たりし氏は今回高速鐵道部長に就任。

間組の田中氏渡米

土木建築請負の間組では社内に研究部を置いて絶えず技術の進歩研究に努め、機械器具の改良に新機軸を出し業績の向上發展を期してゐるが、今回同組社員田中敬親氏を米國に派遣し施工技術の視察研究に當らしむる事となり同氏は五月十六日郵船淺間丸にて渡米した。氏は全米に涉り視察の上九月下旬歸朝の豫定であるが、同氏の視察は間組研究部のみならず我國施工技術界に多大の貢獻を齎すものと期待されてゐる。